

## 災害時における災害備蓄用パンの供給に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ベテスタ（以下「乙」という。）は、伊勢市内に地震、風水害等による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）災害備蓄用パンの供給について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対し避難住民等への災害備蓄用パンの供給協力に関する事項について定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 災害時において、甲が災害備蓄用パンを必要とするときには、乙に対し、様式1をもって要請を行うこととする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、その後速やかに様式1を提出するものとする。

### （乙の責務）

第3条 前条による供給要請があった場合は、乙は可能な限りの協力を行うものとし、速やかに供給可能数量について甲に様式2をもって報告するものとする。

### （供給の内容）

第4条 乙が供給する品目は、災害備蓄用パンとする。

2 乙は、前項の供給の内容について様式2をもって報告するものとする。

### （費用の負担）

第5条 甲は乙に対し、乙が供給した災害備蓄用パンの費用を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用等を集計し、災害時直前における価格を基準とし、甲、乙協議のうえ速やかに決定し、支払いを行うものとする。

### （協定の効力）

第6条 この協定の締結期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年5月16日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号  
伊勢市  
伊勢市長 鈴木 健一

乙 松阪市稲木町1008番地  
社会福祉法人 ベテスタ  
理事長 小林 孝重